

参考資料

JAL 解雇争議に係る 院内報告集会

2023年（令和5年）3月2日
衆議院第1議員会館 1F 多目的ホール

主催：国会議員有志・JAL 争議団・JAL 被解雇者労働組合

参考資料目次

学者・研究者の声明（1回目）2022年5月	・・・	1
学者・研究者の声明（2回目）2022年9月22日	・・・	8

JAL に解雇争議の早期全面解決を求める研究者の声明

呼びかけ人

- 伊藤 真 (弁護士・伊藤塾塾長)
- 井上 英夫 (金沢大学名誉教授)
- 大重 光太郎 (獨協大学教授)
- 緒方 桂子 (南山大学教授)
- 小野塚 知二 (東京大学特命教授・放送大学客員教授)
- 伍賀 一道 (金沢大学名誉教授)
- 醍醐 聰 (東京大学名誉教授)
- 寺井 一弘 (日本司法支援センター(法テラス)元理事長)
- 中澤 秀一 (静岡県立大学短期大学部准教授)
- 兵頭 淳史 (専修大学教授)
- 藤田 実 (桜美林大学教授)
- 松丸 和夫 (中央大学教授・労働運動総合研究所代表理事)
- 萬井 隆令 (龍谷大学名誉教授)
- 脇田 滋 (龍谷大学名誉教授)

(五十音順)

2010年1月に経営破綻したJALはその年の大晦日に165名（客室乗務員84名、パイロット81名）を整理解雇しました。つまり、経営の都合によって、経営上の責任もなければ、なんら責められるべきところもない労働者165名が解雇されました。この解雇争議は今年で12年目に入りました。私たちはJALにこの争議の一日も早い全面解決を求めます。

この争議の解決のためには政府が国会で繰り返し答弁し、またILO（国際労働機関）も4次にわたる勧告で示したように、労使間の真摯な交渉が不可欠です。しかし、JALが団体交渉の申入れに応じなかったことから、昨年5月、JHU（JAL被解雇者労働組合）は東京都労働委員会に不当労働行為救済を申立てました。東京都労働委員会では現在も調査が続いています。

この争議には際立った2つの特徴があります。第1に、この争議について最高裁が労使各々にとって意味合いの異なる2つの判断を示したこと。第2に、JALは繰り返し解雇問題を解決したいと言葉では表明しながら、そのための具体的な行動を起こすことには逡巡しているように見えることです。

1. 最高裁が示した2つの判断——労使交渉で早期全面解決を

2015年2月、最高裁はJALの整理解雇を適法としました。しかし、その翌年の9月、最高裁は今度は整理解雇の過程で不当労働行為があったことを認めたのです。具体的には、2010年11月、解雇を防ぐべく争議権を確立して交渉による解決を目指していた労働組合に対して、管財人らが争議権を確立したら撤回するまで出資は得られなくなるなどと「個人的な推測や期待を交えて」発言したことです。

不当労働行為を認めた判決は、「争議権の確立は、労働組合が会社との交渉において対等性を確保するための有力な手段となるもので、労働組合にとって最も根幹的な権利の一つ」であるのに、同発言は「労働組合としての自主性や独立性をおびやかすものであって、労働組合の運営に介入するものであったと言わざるを得ない」と述べています。それだけではありません。

判決はさらに整理解雇を認めた判断に異を唱えるかのようにつぎのようにも述べています。「会社が存立のために争議行為を阻止したいのであれば、労働組合が求めるところをも踏まえて、労働組合との間で何らかの妥協を図るしかない」。ところが、JALは交渉で妥協を見出そうとはせずにかえって不当労働行為に及んで165名の解雇を強行したのです。

先に整理解雇を適法として後に不当労働行為を認めた最高裁の判断は、それでは憲法28条に違反してなされた整理解雇とは本当に正義にかなったものと言えるのか？ という問いを当然に生み出します。結果として最高裁は本争議の解決を労使の交渉に敢えて差戻したと言えるでしょう。

JALの不当労働行為が最高裁で認められて間もなく2016年10月、石井啓一国土交通大臣は参議院国土交通委員会において「不当労働行為と認定されるようなことがあったということについては私自身も遺憾に思っている」、「整理解雇につきましては日本航空が適切に対処すべき」と述べて整理解雇がなお解決すべき問題として存在することを認め、赤坂祐二JAL社長は2019年の株主総会で「何とかして解決したいと考えている」と発言しています。つまり、この解雇争議は最高裁の2つの判断を経てなお未解決のまま残されているのです。

2. JALは「JALグループ人権方針」に沿って争議解決に真摯に取り組むべき

JALは整理解雇の後、11年間に客室乗務員を6205名以上、パイロットを397名以上、新たに採用しています。とくに客室乗務員は整理解雇後間もない2012年に650名を採用しました。しかし、何故か、そのなかに整理解雇者は1名たりとも含まれていません。整理解雇者を優先的に再雇用すべきことを指針として示したILOの166号勧告に則った行動をJALがとっていれば、本争議はとうに解決していたはずなのです。

JAL ホーム・ページで全世界に向けて今日も表明されている「JALグループ人権方針」第1項にはつぎの文言があります。

JALグループは、国際人権章典、国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則および権利に関する宣言」、また「国連グローバル・コンパクト10原則」等をはじめとする国際的に承認された人権を支持、尊重します。（強調点は引用者）

さらに「JALグループ人権方針」はつぎのようにも述べます、「国際的に認められた人権と、各国法の間に対立がある場合、JALグループは、国際的な人権の基準を尊重するための方法を追求します」（強調点は引用者）と。「ILO勧告に忖度するか、雇用に反映するかは会社の判断だ」（2022年4月19日、JHUとの団交でのJAL側代理人弁護士）と嘯くようでは、JALは自ら「JALグループ人権方針」を裏切っていることになるでしょう。

今日改めて想起されるのは、大晦日の解雇からいまだ2カ月余だった2011年2月8日、稲盛和夫JAL会長（当時）が記者会見で整理解雇者165名を会社に「残すことが経営上不可能か」というと、そうではないのは皆さんもおわかりになると思うし、私もそう思いました」と述べたことです。

それから11年を経ました。昨年6月には福田昭夫衆議院議員（立憲民主党）を代表者とする自由民主党、共産党、社会民主党、無所属からなる20名の国会議員が連名で東京都労働委員会に宛てて異例の「日本航空争議の早期解決に向けての要望」を提出しました。その要望書は、整理解雇を適法とした「判決は否定されたと言えるものです」、「長引く労働争議は人権、人道上の問題に加えて空の安全にも影響します」と述べています。

私たちは、JALが自ら定めた「JALグループ人権方針」に沿った具体的な行動をすみやかに起こすことで、この解雇争議に一日も早く全面的な解決がもたらされることを望んでいます。

2022年5月

問合せ e-mail アドレス： settledispute@gmail.com

賛同人（順不同）

竹信三恵子（和光大学名誉教授）
西谷敏（大阪市立大学名誉教授）
熊沢誠（甲南大学名誉教授）
石井保雄（獨協大学教授）
中囿桐代（北海学園大学教授）
菊池信輝（都留文科大学教授）
杉橋やよい（専修大学教授）
加瀬和俊（東京大学名誉教授）
米田貢（日本科学者会議東京支部代表幹事・中央大学名誉教授）
岩佐卓也（専修大学教授）
石井まこと（大分大学教授）
竹下幸男（畿央大学教授）
山田敬男（労働者教育協会会長）
川村肇（獨協大学教授）
橋本理（関西大学教授）
堀江孝司（東京都立大学教授）
関由起子（埼玉大学教授）
岩佐茂（一橋大学名誉教授）
桑田富夫（労働運動総合研究所代表理事）
伊藤大一（大阪経済大学准教授）
森原康仁（専修大学教授）
内山昭（立命館大学社系研究機構上席研究員）
梅田康夫（金沢大学元教授）
佐伯芳子（和光大学客員研究員）
岸田未来（立命館大学教授）
下川浩（獨協大学名誉教授）
上瀧真生（流通科学大学教授）
佐藤飛鳥（東北工業大学准教授）
後藤道夫（都留文科大学名誉教授）
芝田英昭（立教大学教授，人権活動家）
浅見和彦（専修大学名誉教授）
橋本宏子（熊本学園大学元教授）
スティーヴ・ドッド（ロンドン大学 SOAS 名誉教授）
飯沼健子（専修大学教授）
大村芳昭（中央学院大学教授）
渡辺憲正（関東学院大学名誉教授）
鷺谷徹（中央大学名誉教授）
東洋志（東京自治問題研究所研究員）

西牟田祐二（獨協大学教授）
小澤裕香（金沢大学准教授）
高橋祐吉（敬徳書院店主，専修大学元教員）
中川功（拓殖大学名誉教授）
丹野清人（東京都立大学教授）
出水薫（九州大学教授）
青山愛香（獨協大学教授）
山縣宏寿（専修大学准教授）
吉田誠（立命館大学教授）
山田良介（九州国際大学准教授）
井口克郎（神戸大学准教授）
上掛利博（京都府立大学名誉教授）
蓑輪明子（名城大学准教授）
亀山純生（東京農工大学名誉教授）
佐藤卓利（立命館大学名誉教授）
鈴木静（愛媛大学教授）
曾我千春（金沢星稜大学教授）
高田清恵（琉球大学教授）
宮寄晃臣（専修大学教授）
堀場純矢（日本福祉大学教授・放送大学客員教授）
前田達男（金沢大学名誉教授）
松田洋介（大東文化大学教授）
森山治（金沢大学教授）
廣田愛理（獨協大学准教授）
柳沢遊（慶応大学名誉教授）
小池隆生（専修大学教授）
平野健（中央大学教授）
萩原伸次郎（横浜国立大学名誉教授）
山中敏弘（日本大学教授）
稲生勝（岐阜大学名誉教授）
宮崎礼二（明海大学准教授）
岡田憲治（専修大学教授）
岡田行雄（熊本大学教授）
市原あかね（金沢大学教授）
東孝博（獨協大学名誉教授）
小越洋之助（國學院大學名誉教授）
高橋弘幸（早稲田大学産業経営研究所招聘研究員）
浪江巖（立命館大学名誉教授）
名古屋功（金沢大学名誉教授）
恒木健太郎（専修大学教授）

宮前忠夫（国際労働問題研究者）
和田進（神戸大学名誉教授）
早川紀代（女性史研究者）
小栗崇資（駒澤大学名誉教授）
五十嵐仁（法政大学名誉教授）
樋口博美（専修大学教授）
青水司（市民科学京都研究所専任研究員・大阪経済大学元教授）
十名直喜（名古屋学院大学名誉教授・SBI大学院大学客員教授）
上原慎一（北海道大学教授）
林直子（東洋英和女学院大学元准教授）
伊藤陽一（法政大学名誉教授）
赤堀正成（専修大学社会科学研究所客員研究員）
石田好江（愛知淑徳大学名誉教授）
関野秀明（下関市立大学教授）
勝俣達也（専修大学准教授）
星乃治彦（福岡大学教授）
川村雅則（北海学園大学教授）
小林信介（金沢大学教授）
福島利夫（専修大学名誉教授）
芳賀 寛（中央大学教授）
杉田真衣（東京都立大学准教授）
竹田昌次（中京大学教授）
田中明彦（龍谷大学教授）
後藤雄介（早稲田大学教授）
子安加余子（中央大学教授）
高橋洋城（駒澤大学教授）
金美珍（大東文化大学准教授）
笹谷春美（北海道教育大学名誉教授）
石上悦朗（福岡大学元教授）
山田朗（明治大学教授）
大西広（慶応大学名誉教授・京都大学名誉教授）
長谷川聡（専修大学教授）
鷺谷いづみ（東京大学名誉教授）
浅倉むつ子（早稲田大学名誉教授）
石川康宏（神戸女学院大学名誉教授）
下山房雄（九州大学名誉教授・下関市立大学元学長）
伊藤セツ（昭和女子大学名誉教授）
渡辺治（一橋大学名誉教授）
河野勝彦（京都産業大学名誉教授）
尾関周二（東京農工大学名誉教授）

吉田傑俊（法政大学名誉教授）
色部祐（社会保険労務士）
山本敏郎（日本福祉大学教授）
河合隆平（東京都立大学教員）
本間照光（青山学院大学名誉教授）
森脇丈子（流通科学大学教授）
梅林誠爾（熊本県立大学名誉教授）
佐藤和夫（千葉大学名誉教授）
碓井敏正（京都橘大学名誉教授）
吉田美喜夫（立命館大学名誉教授）
村上研一（中央大学教授）
米田佐代子（女性史研究者）

以上，呼びかけ人 14 名，賛同人 130 名，計 144 名（2022 年 7 月 18 日現在）

JAL に解雇争議の早期全面解決を求める研究者の第 2 回声明

呼びかけ人

- 伊藤 真 (弁護士・伊藤塾塾長)
- 井上 英夫 (金沢大学名誉教授)
- 大重 光太郎 (獨協大学教授)
- 緒方 桂子 (南山大学教授)
- 小野塚 知二 (東京大学特命教授・放送大学客員教授)
- 伍賀 一道 (金沢大学名誉教授)
- 醍醐 聰 (東京大学名誉教授)
- 寺井 一弘 (日本司法支援センター(法テラス)元理事長)
- 中澤 秀一 (静岡県立大学短期大学部准教授)
- 兵頭 淳史 (専修大学教授)
- 藤田 実 (桜美林大学教授)
- 松丸 和夫 (中央大学教授・労働運動総合研究所代表理事)
- 萬井 隆令 (龍谷大学名誉教授)
- 脇田 滋 (龍谷大学名誉教授)

(五十音順)

JAL 被解雇者労働組合（以下、JHU）は昨年 2021 年 5 月 12 日に不当労働行為の救済を求めて東京都労働委員会に申立てをし、現在も審査が続いています。

ところが本年 6 月 21 日、JAL 株主総会での赤坂祐二社長の発言は被解雇者、支援者、株主ばかりでなく争議の早期全面解決を待ち望んでいた人々を驚かせるものでした。曰く、「現在、労使で交渉している乗員組合、キャビンクルーユニオンの 2 つの組合とは、この問題の收拾に向けて、今解決に向けた方向で進んでいる」、しかも「再雇用でこの問題を解決したい」と（JHU NEWS No.32）。

その後の経過は、赤坂社長の発言どおりになったことと、そうはならなかったこととがあります。

発言どおりになったことは、乗員組合（以下、JFU）とキャビンクルーユニオン（以下、CCU）の 2 労組が発言から 1 カ月ほどして 11 年以上に及ぶ争議を終結させたことです。発言どおりにならなかったことは、2 労組との解決は社長が言うような「再雇用」でなく、月 12 万 5000 円がかつ 2 年間限定という業務委託契約となったことです。

JAL と合意した JFU と CCU、そしてなお闘い続けている JHU（2021 年 4 月 4 日結成）はそれぞれに 2016 年に作成された〈統一要求〉を掲げて解雇争議の解決をもとめてきました。

〈統一要求〉は、職場復帰を希望する被解雇者の職場復帰、病気等の理由で原職への復帰がかなわない被解雇者についての地上職場における雇用の確保、年齢等により職場復帰がかなわない被解雇者に対する補償、希望退職者の再雇用、そして整理解雇強行によって損なわれた労使関係の正常化と安全運航の確立等を主な内容とするものです。

業務委託契約は〈統一要求〉が掲げていた職場復帰ではありません。そこで、JAL が提案した業務委託という解決案について、以下に 2 点にわたって、私たちの見解を述べます。

1. ILO 166 号勧告にかなった解決を求めます

解雇から 11 年余というあまりに長い時間を経て突然に業務委託を内容とする解決案が出されたために、事態の本質が見えにくくなっていますが、JAL の提案に含まれている主張は、解雇した労働者と業務委託契約を結ぶことで ILO 166 号勧告が求める被解雇者の優先雇用をせずともよい、ということの意味します。

労働者を整理解雇した後に、当該労働者と労働法の保護の及ばぬ業務委託契約を結ぶことで再雇用しなくてもよいとされてしまうなら、雇用契約を結んでいる労働者をいつでも解雇してフリーランスに置き換えることが可能な、文字どおりの解雇自由社会の登場を促すことになるでしょう。

自分たちのためだけでなく全労働者のためにも解雇争議の早期全面解決を求めている JHU が、業務委託によって解雇が容認され正当化されることにつながるような先例をつくるわけにいかないと考えるのは当然のことだと思われまます。

2. 雇用ではなく業務委託による解決は JAL グループ人権方針と矛盾します

先の株主総会では執行役員から「JAL グループ人権方針」に則って事業活動をしているが、「整理解雇された方のみを優先的に雇用するという考え方が解決になるとは考えていない」という発言がありました。しかし、〈統一要求〉は、上にみたように、被解雇者のみを優先的に雇用することを求めているのではなく、希望退職者の再雇用をも求めています。JAL が被解雇者と同様に希望退職者をも雇用したいということであれば、それは、これまでも十分に可能だったし、今後も同様に可能のはずです。

第 1 回声明でも指摘したように、「JAL グループ人権方針」はつぎのように述べています、「国際的に認められた人権と、各国法の間に対立がある場合、JAL グループは、国際的な人権の基準を尊重するための方法を追求します」と。国際的な人権基準は、被解雇者を優先雇用することを求めています。私たちは、JAL が自ら定めた「JAL グループ人権方針」に沿って本解雇争議を一日も早く全面解決することを改めて要望するものです。

2022 年 9 月 22 日

賛 同 人

竹信三恵子 和光大学名誉教授

中川功 拓殖大学名誉教授

堀江孝司 東京都立大学教授

菊池信輝 都留文科教授

本間照光 青山学院大学名誉教授

村上英吾 日本大学教授

戸室健作 千葉商科大学准教授

村上研一 中央大学教授

鈴木力 岐阜大学助教

吉田万三 治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟会長

藤田廣登 労働者教育協会理事

上原慎一 北海道大学教授

柳沢遊 慶応大学名誉教授

東洋志 東京自治問題研究所研究員

スティーヴ・ドッド ロンドン大学 SOAS 名誉教授

小澤薫 新潟県立大学准教授

中園桐代 北海学園大学教授

碓山洋 金沢大学教授

伊藤大一 大阪経済大学准教授

梅田康夫 元金沢大学教授

小澤裕香 金沢大学准教授

岸田未来 立命館大学経営学部教授

上瀧真生 流通科学大学経済学部教授

佐藤飛鳥 東北工業大学准教授

佐藤卓利 立命館大学名誉教授

芝田英昭 立教大学教授

鈴木静 愛媛大学教授

曾我千春 金沢星稜大学教授

堀場純矢 日本福祉大学教授・放送大学客員教授

前田達男 金沢大学名誉教授

吉田誠 立命館大学教授

橋本理 関西大学教授

子安加余子 中央大学教授

浅見和彦 専修大学名誉教授

竹下幸男 畿央大学教授

加瀬和俊 東京大学名誉教授

石井まこと 大分大学教授

渡辺憲正 関東学院大学名誉教授

井口克郎 神戸大学准教授

山縣宏寿 専修大学准教授

岩佐茂 一橋大学名誉教授

内山昭 立命館大学社系研究機構上席研究員

小越洋之助 國學院大學名誉教授

森啓輔 専修大学講師

川村雅則 北海学園大学教授

上掛利博 京都府立大学名誉教授

岩佐卓也 専修大学教授
小林信介 金沢大学教授
杉田真衣 東京都立大学准教授
高田清恵 琉球大学教授
竹田昌次 中京大学教授
福島利夫 専修大学名誉教授
森山治 金沢大学教授
山本敏郎 日本福祉大学教授
関由紀子 埼玉大学教授
石川康宏 神戸女学院大学名誉教授
下山房雄 九州大学名誉教授・元下関市立大学学長
高橋祐吉 敬徳書院店主・専修大学元教員
鷺谷徹 中央大学名誉教授
佐々木司 労働科学研究所上席主任研究員
赤堀正成 元労働科学研究所労働・社会生活研究グループ長
梅林誠爾 熊本県立大学名誉教授
土肥勲嗣 熊本大学講師
小池隆生 専修大学教授
亀山純生 東京農工大学名誉教授

名古屋功 金沢大学名誉教授

松田洋介 大東文化大学教授

萩原伸次郎 横浜国立大学名誉教授

森脇丈子 流通科学大学教授

青水司 市民科学京都研究所専任研究員・大阪経済大学元教授

杉橋やよい 専修大学教授

重本直利 NGO 市民科学京都研究所専任研究員

照井日出喜 芸術社会学研究者

河野勝彦 京都産業大学名誉教授

中村共一 NGO 市民科学京都研究所専任研究員

野口宏 関西大学元教授

出水薫 九州大学教授

板井広明 専修大学准教授

熊沢透 福島大学教授

後藤雄介 早稲田大学教授

平井一臣 鹿児島大学教授

杉橋やよい 専修大学教授

山田敬男 労働者教育協会会長

星乃治彦 福岡大学名誉教授

森原康仁 専修大学教授

山田良介 九州国際大学准教授

伊藤陽一 法政大学名誉教授

伊藤セツ 昭和女子大学名誉教授

芳賀寛 中央大学教授

竹内真澄 桃山学院大学教授

宮崎昭 NGO 市民科学京都研究所・専任研究員

鷺谷いづみ 東京大学名誉教授

渡辺治 一橋大学名誉教授

石川捷治 九州大学名誉教授

金美珍 大東文化大学准教授

西谷敏 大阪市立大学名誉教授

(順不同)

呼びかけ人 14 名，賛同人 96 名，計 110 名 (2022 年 12 月 7 日現在)